

**「子ども・子育て支援新制度」における
長野市の保育所等利用者負担について
(最終答申)**

長野市

目 次

	ページ
1 はじめに	2
2 子ども・子育て支援新制度の概要	2
(1) 施設型給付費と利用者負担の関係	2
(2) 認定区分と利用者負担の関係	3
(3) 新制度における教育・保育施設の選択肢	3
(4) 市町村が設定すべき利用者負担（保育料）	4
3 長野市の利用者負担（保育料）等の現状	4
(1) 認定こども園、幼稚園、保育所の現状	4
(2) 保育所保育料	4
ア 現行の本市の保育所保育料	4
イ 保育料改定の経過	6
(3) 幼稚園保育料	6
ア 幼稚園保育料の現状	6
イ 幼稚園就園奨励費補助後の保護者の実負担	6
(4) 多子世帯の保護者負担の軽減	7
ア 現行制度（国基準）	7
イ 本市の出生数	7
ウ 出産に対する意識	8
エ 長野県の動向	8
(5) 未就学児童数等の推移	9
(6) 市の財政負担への影響	9
4 新制度における国の利用者負担（保育料）の考え方	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 国の保育料の基準	11
5 新制度における長野市の利用者負担（保育料）の設定	12
(1) 幼稚園（1号認定）の利用者負担（保育料）	12
ア 利用者負担の基本的な考え方	12
イ 具体的な利用者負担の設定	12
(2) 保育所（2号・3号認定）の利用者負担（保育料）	13
ア 利用者負担の基本的な考え方	13
イ 具体的な利用者負担の設定	13
(3) 多子世帯の保育料軽減策（第3子以降の子）	15
ア 基本的な考え方	15
イ 具体的な多子世帯保育料の軽減内容	15
(4) 保育短時間利用認定の延長保育の取り扱い	16
ア 利用認定等の基本的な考え方	16
イ 公立保育所の開所時間と延長料金の設定	17
(5) 利用者負担の運用等の取り扱い	17
ア 利用者負担の切り替え時期	18
イ 税額算定に係る控除の取り扱い	18
ウ なかじょう保育園短時間利用の利用者負担	19
エ なかじょう保育園短時間利用の保育時間と預かり保育料の設定	20
オ 督促手数料及び延滞金の徴収	20
6 おわりに	21
参考資料	24

1 はじめに

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この制度は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の改善を進めるもので、国では消費税の引き上げに伴う増税分の一部をこの財源に充てるとしています。

新制度においては、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を通じた共通の「施設型給付費」が創設されるとともに、教育・保育施設の利用者は、市町村から利用希望に応じた認定（1～3号認定）を受けることが必要になります。また、保育施設の利用時間については、新たに「保育標準時間」と「保育短時間」の 2 区分が設けられます。

こうしたことから、各市町村では、これまでの保育所利用者負担（保育料）に加え、幼稚園利用者負担（保育料）の料金設定、及び保育所利用者負担（保育料）については、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金設定が必要になります。

本審議会では、本年 5 月 29 日に長野市長から『「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について』の諮問を受け、調査審議を付託した児童福祉専門分科会において、これらの利用者負担（保育料）について慎重に審議を重ねてまいりましたが、その結果がまとまりましたので、ここに報告します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」は、消費税が 10%に引き上げられた際に、約 7,000 億円の恒久財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくものです。

(1) 施設型給付費と利用者負担の関係

新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所共通の公的な財政支援として「施設型給付費」が創設されます。

これは、施設運営費の総額として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を差し引いた金額です。

● 「施設型給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

公定価格 = 教育・保育の提供に係る人件費、管理費、事業費等を積算したもの

(2) 認定区分と利用者負担の関係

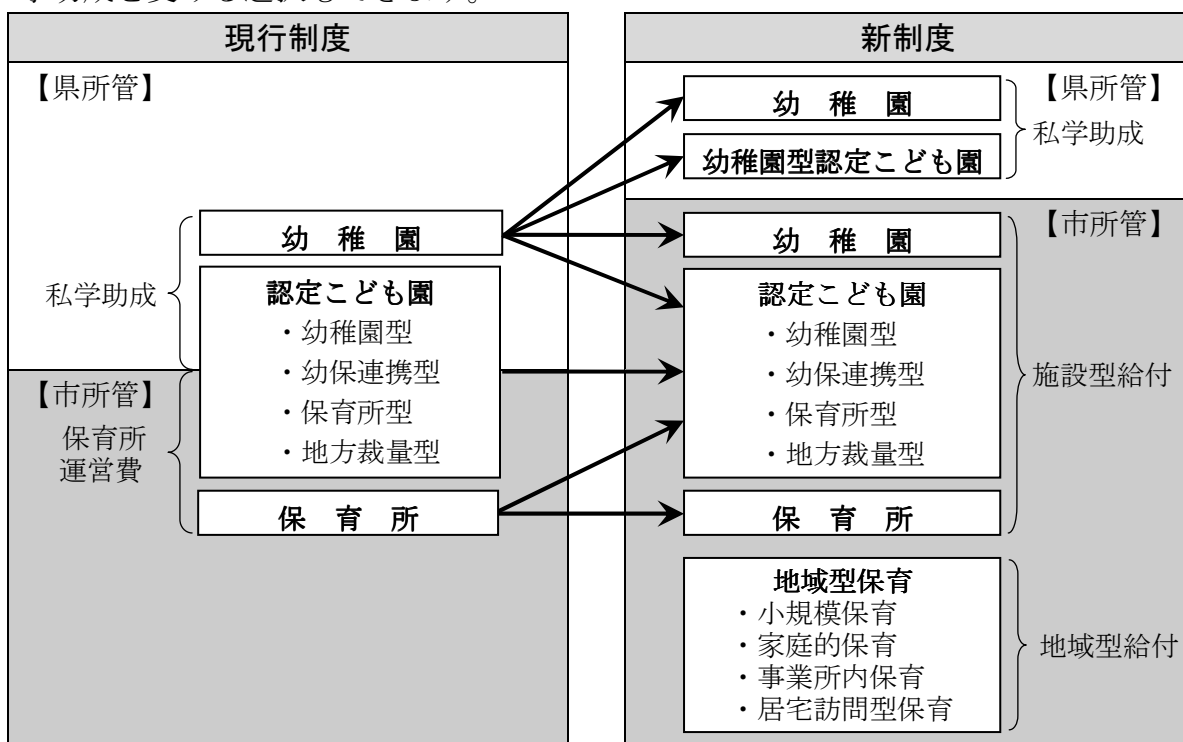
新制度において新設される認定区分と各利用者負担の関係は次のとおりです。

区 分	保育を必要とする			保育を必要としない		
	認定区分	利用時間	利用者負担	認定区分	利用時間	利用者負担
3歳未満児	3号認定 (保育認定)	保育標準 時間利用	現在の保育 所保育料 (3歳未満 児)に相当	—	—	—
		保育短時 間利用	新設			
3歳以上児	2号認定 (保育認定)	保育標準 時間利用	現在の保育 所保育料 (3歳以上 児)に相当	1号認定 (教育認定)	教育標準 時間利用	現在の幼稚 園保育料に 相当(現在 は各幼稚園 で設定)
		保育短時 間利用	新設			

(3) 新制度における教育・保育施設の選択肢

現在の認定こども園、幼稚園、保育所の新制度における施設運営形態の選択肢は次のとおりです。

なお、現行の幼稚園については、新制度に移行せず、現行制度のままで私学助成を受ける選択もできます。



(4) 市町村が設定すべき利用者負担（保育料）

新制度において設定が必要な利用者負担（保育料）は次のとおりです。

年齢	利用者負担（保育料）	利用時間	利用施設
3歳 以上	教育標準時間認定	標準4時間	認定こども園（幼稚園機能）、幼稚園
	保育認定（保育標準時間）	最長11時間	認定こども園（保育所機能）、保育所
	保育認定（保育短時間）	最長8時間	
3歳 未満	保育認定（保育標準時間）	最長11時間	認定こども園（保育所機能）、保育所、
	保育認定（保育短時間）	最長8時間	地域型保育

3 長野市の利用者負担（保育料）等の現状

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所の現状

各施設の施設数、児童数は次のとおりです。平成26年5月1日現在

区分	認定こども園		幼稚園		保育所		合計	
	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数
公立	(1)	(31)	1	53	42	3,194	43	3,247
私立	(6)	(1,318)	28	4,226	44	5,099	72	9,325
計	(7)	(1,349)	29	4,279	86	8,293	115	12,572

※認定こども園は、幼稚園、保育所それぞれの内数

(2) 保育所保育料

ア 現行の本市の保育所保育料

現行の本市の保育所保育料の概要は、次のとおりです。

- ・所得階層区分は、国基準の8階層をさらに細分化して16階層の設定（表1）
- ・年齢区分は、国基準に合わせて、3歳以上児、3歳未満児の2区分の設定（表1）
- ・国基準に対する保育料の軽減率は、全所得階層の平均で約28%（表1）
- ・所得階層区分別の軽減率は、低所得者、高所得者の軽減率が相対的に高く、中所得者の軽減率が相対的に低い設定（図1）
- ・所得階層区分別の推定年収に占める保育料の負担割合は、低所得者、高所得者が相対的に低く、中所得者が相対的に高い設定（図2）
- ・3歳以上児、3歳未満児の保育料は、国基準に比べ、中～高所得者で金額差が大きい設定（図2）

(表 1)

国の徴収金(保育料)基準額表(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500	16,500
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000	27,000
第5階層	40,000 円未満	44,500	41,500
第6階層	40,000 円以上 103,000 円未満	61,000	58,000
第7階層	103,000 円以上 413,000 円未満	80,000	77,000
第8階層	413,000 円以上 734,000 円未満	104,000	101,000
	734,000 円以上		

長野市保育所保育料徴収基準額表(月額)

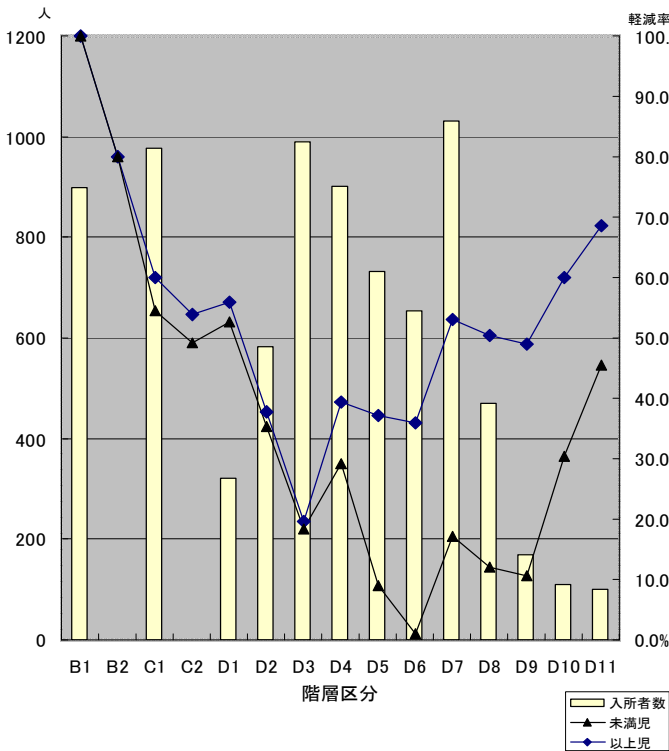
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	1,800	1,200
C1	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900	6,600
C2	左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900	7,600
D1	7,500 円未満	14,200	11,900
D2	7,500 円以上 20,000 円未満	19,400	16,800
D3	20,000 円以上 40,000 円未満	24,500	21,700
D4	40,000 円以上 60,000 円未満	31,500	25,200
D5	60,000 円以上 80,000 円未満	40,500	26,100
D6	80,000 円以上 103,000 円未満	44,000	26,600
D7	103,000 円以上 183,000 円未満	50,500	27,200
D8	183,000 円以上 283,000 円未満	53,600	28,700
D9	283,000 円以上 413,000 円未満	54,500	29,600
D10	413,000 円以上 734,000 円未満	55,600	30,700
D11	734,000 円以上	56,700	31,800

※保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。

※国の徴収金基準額(上限額)に係らず、実際に当該自治体において、子どもの保育に要する費用が限度額となる。

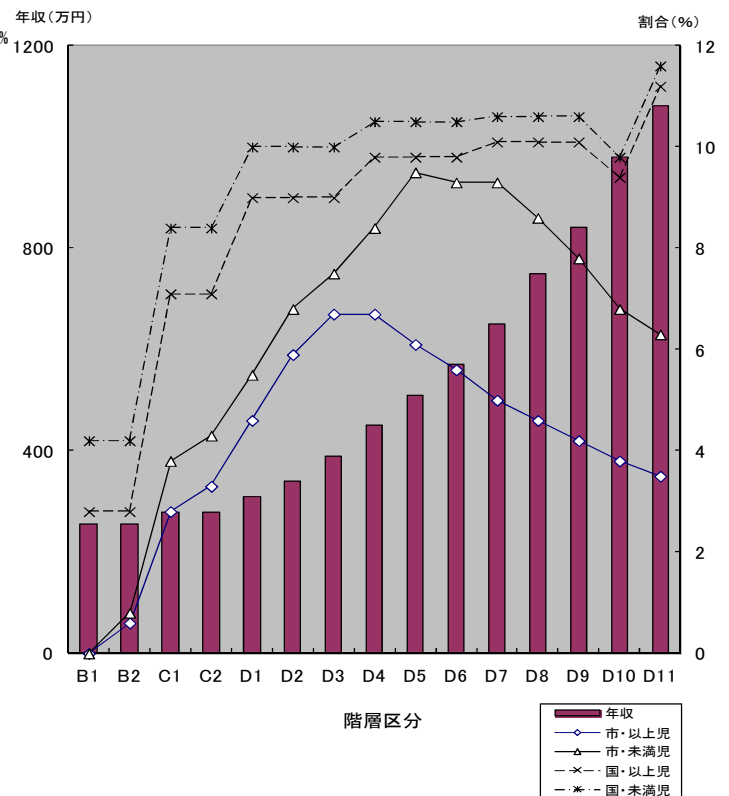
(図 1)

国基準に対する本市の保育料階層区分別軽減率



(図 2)

年収に占める保育料の割合



イ 保育料改定の経過

本市の保育料は、平成 10 年度以降、一部階層において 500 円又は 1,000 円の引き下げ、引き上げを行うなどの微調整は行ってきましたが、原則据え置きとしてきています。(参考 1)

(3) 幼稚園保育料

現行の制度では、各幼稚園が設定した保育料を各園で保護者から直接徴収し、年度後半に市が交付する幼稚園就園奨励費補助により、世帯の所得の多寡に応じた保育料に調整されています。

ア 幼稚園保育料の現状

本市の現行の幼稚園保育料は、次のとおりです。

区 分		園数	保育料（月額）	備 考
私立	幼稚園	22	平均 約 27,300 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳児の入園料を含めた保育料平均額 最低 24,200 円～最高 36,200 円 ・ ほとんどの幼稚園で、保育料とは別に、給食費や通園バス代、制服代等の実費徴収が行われている。
	認定こども園 (幼稚園機能)	6	平均 約 27,400 円	
	計	28	平均 約 27,400 円	
公立	幼稚園 (県)	1	18,500 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県短期大学附属幼稚園 ・ 入園料は 31,300 円
	認定こども園 (市)	1	8,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ なかじょう保育園（幼稚園機能） ・ 保育所型認定こども園

イ 幼稚園就園奨励費補助後の保護者の実負担

保育料等の平均額から保護者の所得に応じた幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた後の保護者の実負担額は次のとおりです。

階層区分	推定年収	実負担額（平均）	
		全国	長野市
① 生活保護世帯	—	0 円	1,700 円
② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270 万円	9,100 円	10,800 円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	～360 万円	16,100 円	17,800 円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	～680 万円	20,500 円	22,200 円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	680 万円～	25,700 円	27,400 円

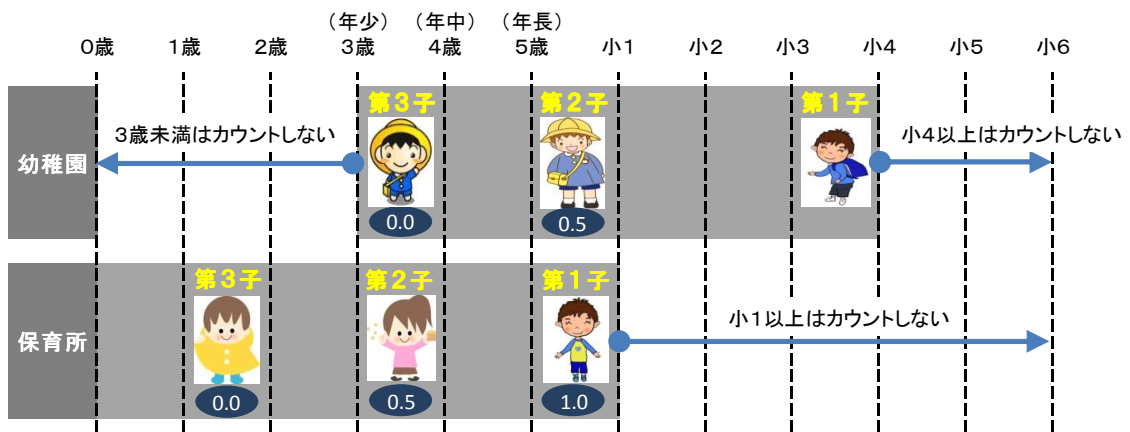
(4) 多子世帯の保護者負担の軽減

ア 現行制度（国基準）

現行の制度では、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、幼稚園や保育所、認定こども園をきょうだいで同時に利用する場合など、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています。

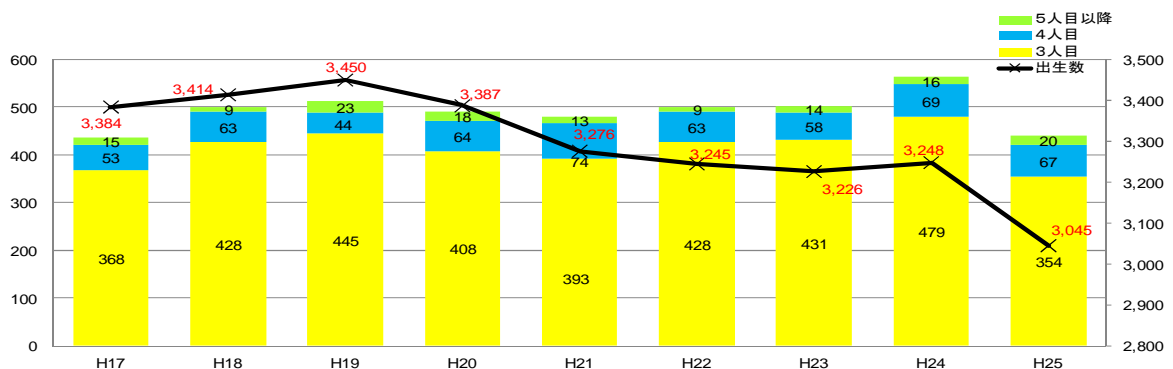
なお、カウントする子どもの範囲（同時入所等の要件）については、幼稚園と保育所次のとおり違いがあります。

区分	カウントする子どもの範囲（同時入所等の要件）
幼稚園	年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントする。
保育所	小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントする。



イ 本市の出生数

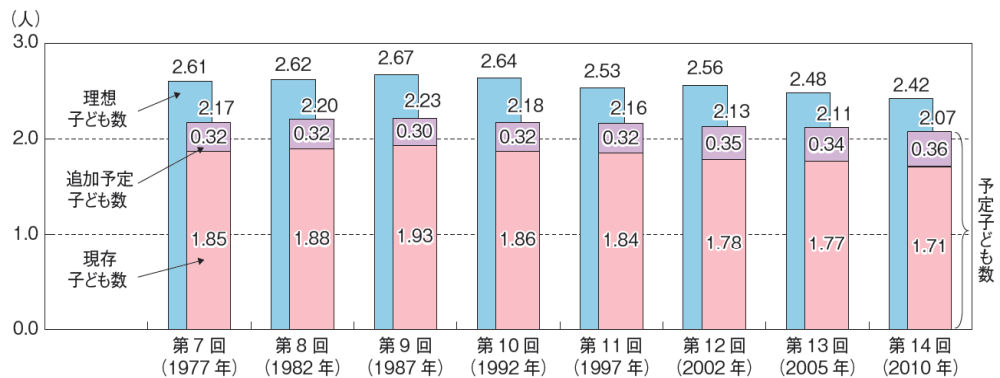
本市における出生順位別の出生数は、次のとおりであり、平成21年以降増加傾向にあった3人目以降の出生数は、平成25年に減少に転じました。



年次	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
3人目以降出生数(人)	436	500	512	490	480	500	503	564	441

ウ 出産に対する意識

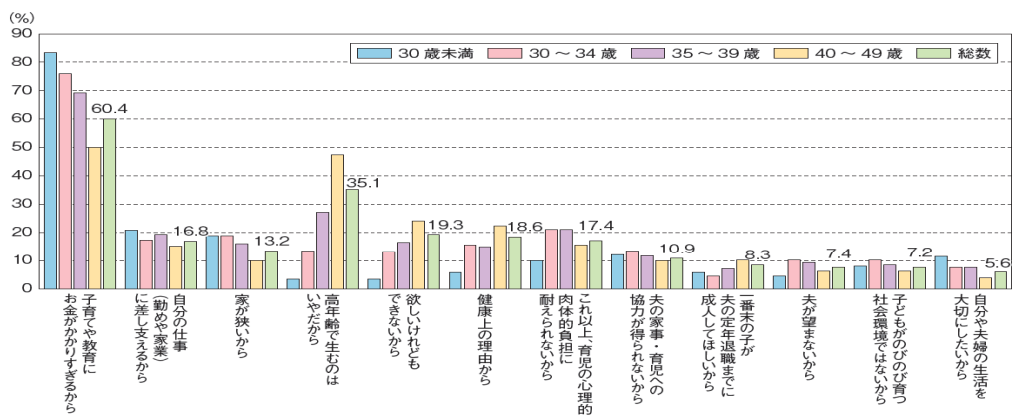
国立社会保障・人口問題研究所が実施した全国調査（2011年）によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、調査開始以降最も低い2.42人となりました。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）も、2.07となっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2011年）

注：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳を含む。各調査の年は調査を実施した年である。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（60.4%）であり、年代別に見ると、若い世代ほど割合が高くなる傾向がみられます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2011年）

注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は32.7%。

エ 長野県の動向

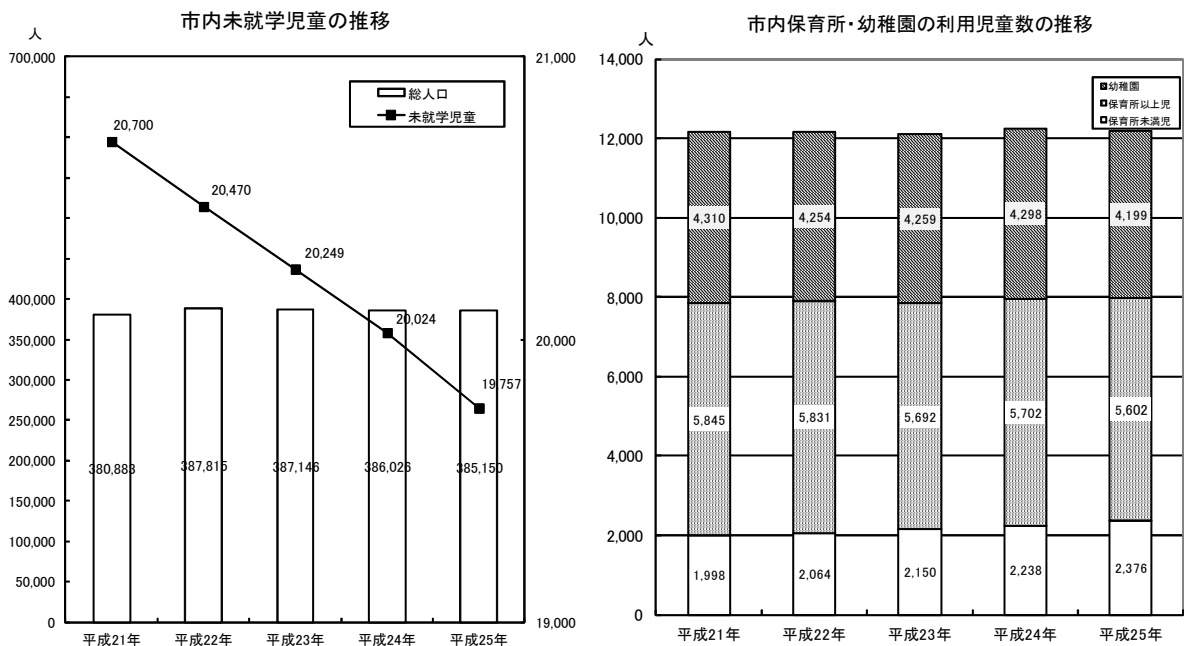
長野県では、第3子以降の保育料について市町村と協調して軽減する制度を来年度に創設する方針を示しています。

項目	内容(案)
制度概要	第3子以降の子の利用者負担について、対象となる子どもを国の要件(同時入所等)に該当しない子どもにも拡大し、独自に軽減を図る制度を新設する。
対象	第3子以降の子(同時入所要件なし) ※幼稚園、認定こども園、認可外保育施設(事業所の保育施設やベビーホテルは対象外)を含む
補助率	市町村が保育料を軽減する場合、軽減する額の1/2を補助する。
上限	県負担月額 3千円/人

(5) 未就学児童数等の推移

本市の未就学児童数は、年々減少傾向にあります。認定こども園、幼稚園、保育所への入所児童数の合計は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあります。

これは、3歳以上児の入所が減少する一方で、少しずつ3歳未満児の入所が増加し、ほぼ均衡しているためです。



(6) 市の財政負担への影響

私立保育所運営費について近年の傾向を見ると、年々、利用者負担(保育料)、国庫負担金、市負担金ともに増加し、全体額が増えつつあります。

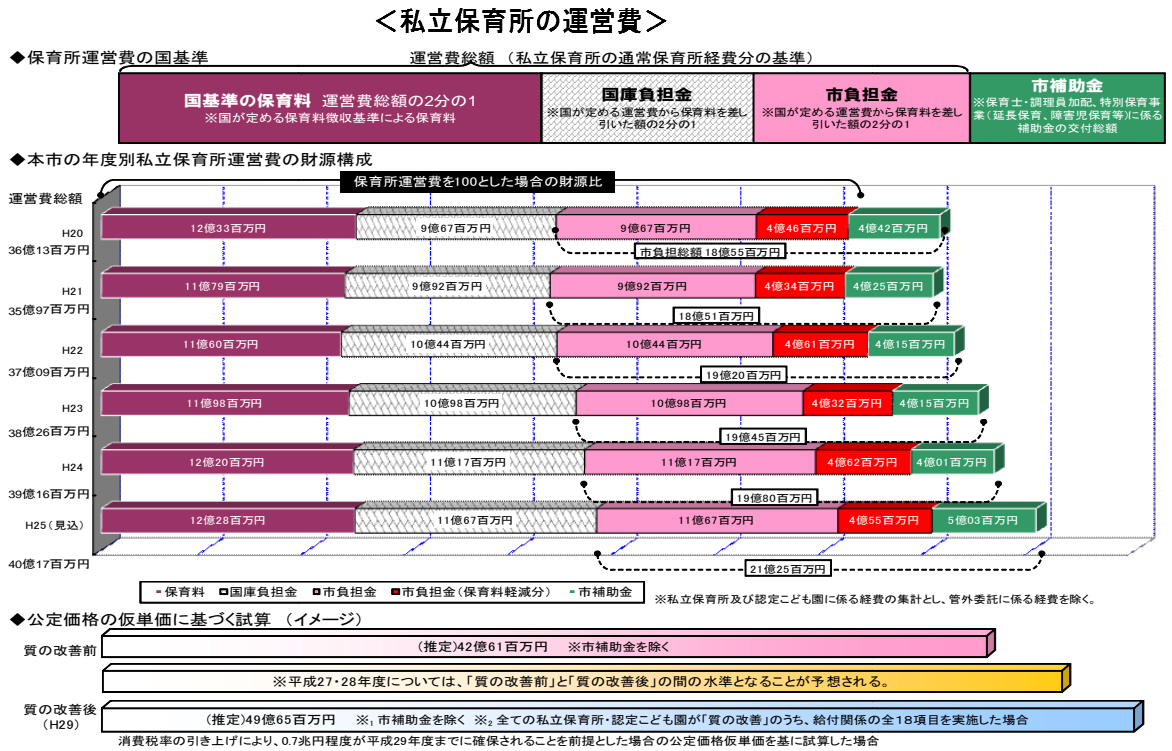
これは、保育単価の高い3歳未満児の増加が主な原因と考えられます。

来年度からスタートする新制度では、これまでの保育所運営費に代わり、公定価格の施設型給付費が創設されますが、5月に国から示された仮単価

に基づく試算では、質の改善前では約 42 億 61 百万円、質の改善後では約 49 億 65 百万円と推定され、本市への財政負担の増加が見込まれます。(図 3)

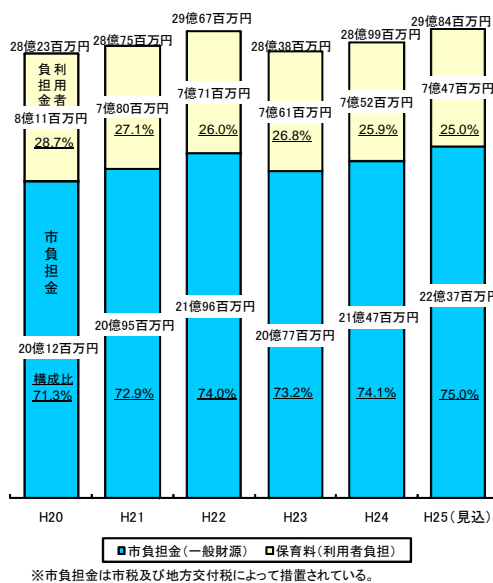
また、全額を一般財源(地方交付税措置あり)から支出している公立保育所の運営費についても、私立保育所と同様にその経費は年々増加する傾向にあり、今後も増大することが見込まれます。(図 4)

(図 3)

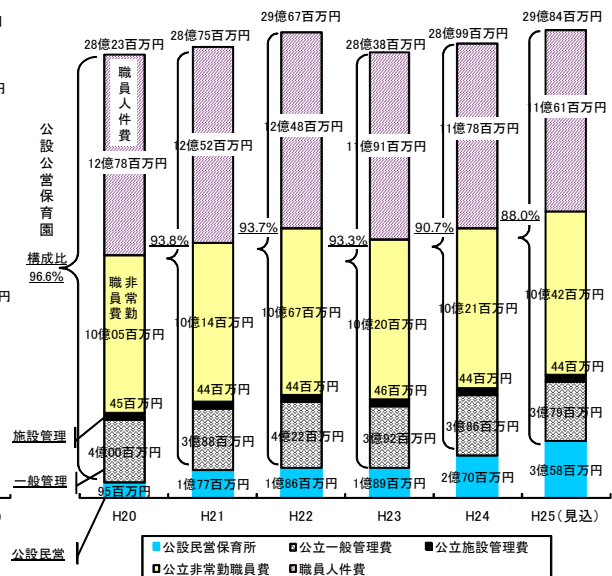


(図 4)

【公立保育所運営費の推移】



【公立保育所運営費の目的別事業比率の推移】



4 新制度における国の利用者負担（保育料）の考え方

新制度における国の利用者負担についての考え方や基準は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方

ア 世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとし、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。

イ 利用者負担は、1号給付、2号・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とする。

(2) 国の保育料の基準

項目	教育標準時間認定(1号認定)	保育認定(2号・3号認定)
利用者負担の水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮し、利用者が現在実際に負担している料金を保育料として設定(全国平均の保育料から保護者の所得に応じて支給される幼稚園就園奨励費補助金を控除した金額) ただし、市町村民税非課税世帯の保育料については軽減を図る。	現行の保育所運営費における保育料を据え置く料金を保育標準時間の保育料として設定
所得階層区分	5階層 (現行の幼稚園就園奨励費補助金の所得階層区分と同じ。ただし第2・3階層で母子世帯等を対象に軽減措置を実施のため実質7階層)	8階層 (現行の保育料の所得階層区分と同じ)
所得階層区分の設定	市町村民税所得割課税額	市町村民税所得割課税額 (現行の所得税額から変更)
年齢区分	—	2区分 (3歳以上児と3歳未満児)
年齢区分での金額差	—	すべての所得階層で3歳未満児を3歳以上児よりも一律月額3,000円高く設定
保育短時間	—	保育標準時間の98.3%を基本に設定

5 新制度における長野市の利用者負担（保育料）の設定

(1) 幼稚園、認定こども園幼稚園機能（1号認定）の利用者負担（保育料）

ア 利用者負担の基本的な考え方

本市の利用者負担の設定に当たり、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・ 現行の幼稚園の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・ 幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。
- ・ 制度改正の過渡期に当る平成 27 年度は、新制度に移行する幼稚園と現行制度に留まる幼稚園とが並存することが見込まれるため、それぞれの幼稚園の利用者間に不均衡や不平等が生じないように配慮した利用者負担額を設定する。
- ・ 保育所利用者負担（2号・3号認定）との均衡（所得階層区分の違い、低所得者の利用者負担額の取り扱い、それぞれの利用時間と負担額の不均衡）については、今後、消費税 10%引き上げ後の増税分から約 7,000 億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成 29 年度を目途に、幼稚園の新制度への移行状況も見極めながら見直しを行うこととする。

イ 具体的な利用者負担の設定

具体的な利用者負担の設定は、次のとおりとすることが適当と考えます。

【設定内容】

利用者負担の所得階層区分、各所得階層区分の金額については、国の基準どおりとする。

ただし、新制度への移行に伴い、利用者負担額が変更になる幼稚園等については、経過措置を講じることとする。

【設定理由】

- 1 国の利用者負担の基準は、現行の利用者負担の実態を踏まえたものになっている。
- 2 現行の本市の幼稚園保育料平均値は、国が今回示した上限額を上回っているため、基本的には国の基準どおりとすることが適当と思われる。
- 3 新制度へ移行しない幼稚園の利用者は、引き続き、国基準による就園奨励費補助を受けることを原則としているため、新制度の幼稚園について、国の基準と異なる利用者負担の設定をした場合、公平性に欠ける。

【新制度の利用者負担額】

階層区分	定 義	利用者負担
A	生活保護世帯	0 円
B 1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0 円
B 2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000 円
C 1	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下で母子、父子、障害者世帯	15,100 円
C 2	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下で上記以外の世帯	16,100 円
D	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	20,500 円
E	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯	25,700 円

(2) 保育所、認定こども園保育所機能（2号・3号認定）の利用者負担（保育料）

ア 利用者負担の基本的な考え方

本市の利用者負担の設定に当り、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・ 現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担額を適用する。
- ・ 所得階層間の利用者負担のバランス及び3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差については、今後、消費税10%引き上げ後の増税分から約7,000億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成29年度を目途に見直しを行うこととする。(参考2)

イ 具体的な利用者負担の設定

具体的な利用者負担の設定は、次のとおりとすることが適当と考えます。

【設定内容】

本市の現行制度の利用者負担を基本に、次のとおり新制度等に必要なる変更・新設等を行うこととする。

- ① 所得階層区分（16階層）と年齢区分（2区分）は同じとする。
- ② 保育標準時間の利用者負担については、現行の保育料を据え置いた金額とする。

- ③ 保育短時間の利用者負担は、国基準の比率に合わせて、保育標準時間の利用者負担の約 98.3% (▲1.7%) を基本に設定する。
- ④ 所得階層区分の設定は、国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更する。

【設定理由】

- 1 国は、新制度において、平成 26 年度の利用者負担を据え置くイメージとしていることから、本市においても現制度の利用者負担の水準を基本とすることが適当と思われる。
- 2 新設される保育短時間の利用者負担は、国基準と異なる設定とすべき特段の事情が見あたらないことから、国基準どおりに保育標準時間から 1.7% を減じた額とすることが適当と思われる。
- 3 消費税が 10% に引き上げられ、約 7,000 億円の財源が確保されて新制度が完成するまでは、本市の財政に与える影響等が明らかではなく、抜本的に利用者負担を見直すべき状況にはないと思われる。

【新制度の利用者負担額】

階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

(3) 多子世帯の保育料軽減策（第3子以降の子）

ア 基本的な考え方

国・県との連携のもとで市としても先駆的に少子化対策に取り組む必要があり、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・理想の子どもの数を持てる社会の実現に向けて、第3子以降の子どもを産み育てやすい環境を整えるため、第3子以降に係る保育所、幼稚園等の利用者負担の軽減を図る制度を新設する。
- ・県制度との整合を図りつつ、市としての独自性を持った制度とする。

イ 具体的な多子世帯保育料の軽減内容

具体的な多子世帯保育料の軽減内容は次のとおりとすることが適当と考えます。

【国基準（現行制度）を拡充する軽減内容】

- ① 対象とする子どもを、国の同時入所等の要件に該当しない、すべての世帯の第3子以降で、保育所・幼稚園・認定こども園に入所している子どもに拡大する。（同時入所等の要件を設けない）
- ② 第3子以降の3歳未満児については、所得制限（推定世帯年収600万円以下）を設けて、利用者負担を無償とする。（市独自の軽減策）
- ③ 上記に該当しない第3子以降の未就学児については、月額6,000円を上限に利用者負担を減額する。（県制度を取り込んだ軽減策）
- ④ 少子化対策という視点から、認可外保育施設への入所児にも支援対象を拡大することについて併せて検討する。

区分	対象児童 ※	3歳未満児の利用者負担 (保育所)	3歳以上児の利用者負担 (保育所・幼稚園)
現行制度	国基準 の第3子 以降の子 ども	無償	無償
拡充(案)	国基準 では第3 子以降に 該当しな い子ども	推定年収600万円以下の 世帯 → 無償(市独自の 軽減策) 推定年収600万円を超え る世帯 → 月額6,000円 を上限に減額(県制度を取 り込んだ軽減策)	月額6,000円を上限に減 額(県制度を取り込んだ軽 減策)

※対象児童

区分	対象児童 <u>(同時入所等の要件)</u>
現行制度 (国基準)	保育所：0歳から年長までの子どものうち第3子以降の <u>子ども</u> 幼稚園：年少から小学校3年生までの子どものうち第3子以降の <u>子ども</u>
拡充(案)	<u>すべての第3子以降の子ども(同時入所等の要件を設けない)</u>

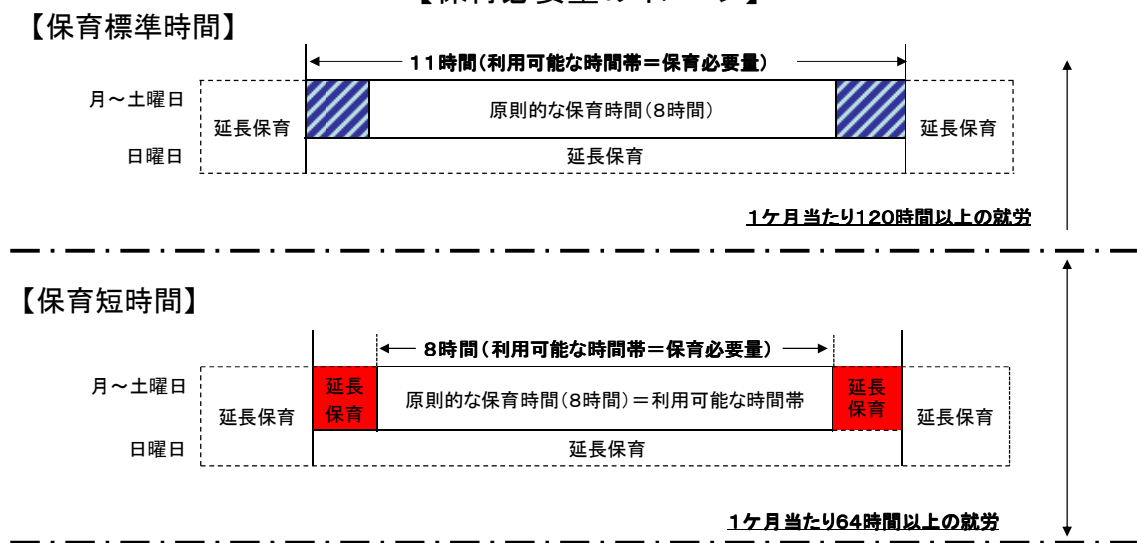
(4) 保育短時間利用認定の延長保育の取り扱い

子ども・子育て支援新制度で新設される保育短時間利用認定の延長保育等の取り扱いについては、次のとおりとすることが適当と考えます。

ア 利用認定等の基本的な考え方

利用認定	保護者の就労等の要件	預かり時間の上限	延長保育
保育標準時間	両親の1ヶ月当りの就労時間が、ともに120時間以上であること	最長11時間	11時間を超えた預かり時間は、延長保育となり別料金が発生する。
保育短時間	両親の一方又は双方の1ヶ月当りの就労時間が、64時間以上120時間未満であること	最長8時間	8時間を超えた預かり時間は、延長保育となり別料金が発生する。

【保育必要量のイメージ】



イ 公立保育所の開所時間と延長保育料の設定

① 設定に当たっての国の考え方

- ・開所時間及び延長保育料については、施設・事業者ごとに定めることが基本
- ・利用者は、利用可能な教育・保育時間帯を超えて子どもを預けた場合、施設・事業者が設定した延長保育料を支払う。
- ・1か月の就労時間が120時間に満たない場合でも、常態として8時間以上の保育が必要と市町村が認める場合は保育標準時間認定とすることが可能。

就労時間が120時間未満でも保育標準時間として認められる事例
① 例えば、1日8時間・1か月14日勤務（月112時間就労）のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適切でないとし市町村が認める場合。
② 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合。
③ この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などの場合や、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合。

② 本市の具体的な設定内容

区 分	保育標準時間利用	保育短時間利用	
原則的な保育時間	8:30～16:30		
利用可能な保育時間帯	7:30～18:30	8:30～16:30	
延長保育時間帯	18:30～19:00 (一部の園のみ実施)	7:30～ 8:30 16:30～18:30	月額1,500円
		18:30～19:00 (一部の園のみ実施)	
延長保育料	月額1,500円	7:30～ 8:30	月額1,500円
		16:30～18:30	
		18:30～19:00	

(5) 利用者負担の運用等の取り扱い

ア 利用者負担の切り替え時期

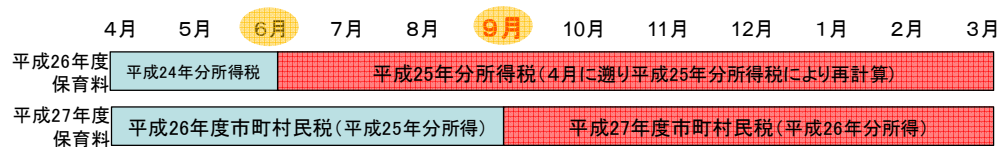
新制度の施行に当り、利用者負担の所得階層区分の算定根拠を所得税額から市町村民税所得割課税額に変更することに伴い、利用者負担の切り替え時期については、次のとおりとすることが適当と考えます。

① 国の考え方

- ・利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとする。
- ・具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

② 本市の取り扱い

国の運用どおりに実施する。



イ 税額算定に係る控除の取り扱い

これまで、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除等について、その後も当該控除があるものとみなして利用者負担を決定してきた取り扱いについては、次のとおりとすることが適当と考えます。

① 国の考え方

- ・現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。
ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- ・税額控除については、調整控除を除き、反映しない取り扱いに統一する。

② 本市の取り扱い

- ・国の取り扱いどおりに実施する。
なお、既に入園している者についても、旧年少扶養控除に係る再算定は

行わない取り扱いとする。

(理由)

- ・扶養控除の見直しから3年が経過していること。
- ・新制度の利用者負担は改正前後でなるべく中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割課税額を設定していること。
- ・多子世帯の保育料の軽減について、新たに拡充を図ることとしていること。
- ・今後の税制改正があった場合、調整に係る作業がより煩雑になることが予想されること。

ウ なかじょう保育園短時間利用の利用者負担

なかじょう保育園短時間利用（1号認定）の利用者負担については、次のとおりとすることが適当と思われまます。

① 基本的な考え方

- ・新制度では、施設・事業者を問わず、市町村の定める利用者負担額を毎月納付することとなることから、公立保育園である、なかじょう保育園短時間利用（1号認定）の利用者負担額についても、私立幼稚園等と同額となる。
※現行月額 8,000 円 → 最高 25,700 円 約3倍の負担増となる場合がある。
- ・私立幼稚園・認定こども園は、新制度への移行に伴い利用者負担額が現在よりも上がってしまう場合、在園児・新規入園児ともに、経過措置（激変緩和）を設けることができるとしていることから、なかじょう保育園短時間利用についても、国の考え方に準じて経過措置を講じる。

② 経過措置の内容（在園児童に限る）

- ・1年目である平成27年度は現行の利用者負担額8,000円の*1.5倍である12,000円を限度とし、2年目である平成28年度は12,000円の1.5倍である18,000円を限度とし、平成29年度以降は新たな利用者負担額とする。

※本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」の激変緩和措置の1回の見直し上限（1.5倍）を準用する。

階層区分	定義	現行	新たな利用者負担額(案)	平成27年度利用者負担額(案)	平成28年度利用者負担額(案)	平成29年度利用者負担額(案)
A	生活保護世帯	8,000円	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で母子、父子、障害者世帯		15,100円	12,000円	15,100円	15,100円
C2	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で上記以外の世帯		16,100円	12,000円	16,100円	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下の世帯		20,500円	12,000円	18,000円	20,500円
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯		25,700円	12,000円	1,800円	25,700円

※幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

エ なかじょう保育園短時間利用の保育時間と預かり保育料の設定について

① 基本的な考え方

国が示している一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価では、利用者負担として園児1人当たり日額400円（4時間）を徴収することとしている。よって、国に準じて1時間あたりの利用者負担を100円に設定する。

② 具体的な料金設定の内容

項目	現行	平成27年4月から
保育時間	8:30～14:30	現行と同じ
預かり保育の時間	平日 7:30～8:30、14:30～18:30 土曜日、長期休業日 8:30～18:30の間で 1日単位・半日単位(7:30～8:30も利用可能)	現行と同じ
預かり保育料		
区分	現行単価	改正案単価
月曜日から金曜日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前7時30分から午前8時30分	30分毎 200円	30分毎 50円
月曜日から金曜日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午後2時30分から午後6時30分	30分毎 200円	30分毎 50円
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前8時30分から午後2時30分	1回 1,000円	1回 600円
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前8時30分から午前12時	1回 600円	1回 350円
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前12時から午後2時30分	1回 400円	1回 250円
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前7時30分から午前8時30分	30分毎 200円	30分毎 50円
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午後2時30分から午後6時30分	30分毎 200円	30分毎 50円

オ 督促手数料及び延滞金の徴収

市が徴収する利用者負担に係る督促手数料及び延滞金については、次のと

おりとすることが適当と思われます。

①平成 25 年度包括外部監査の指摘事項

- ・督促手数料について徴収の方向で検討改善されたい。
- ・延滞金についても同時に検討改善されたい。

②今後の取り扱い

期限どおり納付する者との公平性を確保する観点から、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に基づき、平成 27 年度分の利用者負担から督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。

ただし、保育が福祉的なサービスであることから、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、延滞金を減額又は免除する。

【参考】市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（抜粋）

（督促手数料）

第 4 条 督促状又は納付命令書を発した場合には、督促手数料を徴収する。

2 督促手数料は、督促状又は納付命令書 1 通につき 100 円とする。

（延滞金）

第 5 条 市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額（その金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 おわりに

児童福祉専門分科会での調査・審議を経て、ここに答申をする運びとなりました。

来年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」については、予定していた消費税 10 パーセントへの増税が延期されるなど、先行きに不透明感がありますが、市町村は、こうした国の制度変更等に的確に対応しつつ、子どもや保護者が安心して利用できる質の高い安定した保育環境を整備し、将来にわたって維持していかなければなりません。

児童福祉専門分科会では、国からの情報が十分ではない中で、混乱がなく円滑に新制度に移行し、制度を維持していくことができるよう、また、少子化や人口減少対策にも寄与する視点から利用者負担について調査・審議を進め、とりまとめを行ったものです。

審議の経過において、長野市の現行の保育所保育料について二つの特徴が明らかになりました。

(1) 所得階層間での保育料負担割合の差

一つ目としては、保護者の推定年収に占める保育料の負担割合を所得階層間で比べると、低所得者と高所得者の負担割合が相対的に低く、中所得者の負担割合が相対的に高い設定になっていることです。

(2) 3歳未満児と3歳以上児の保育所保育料の差

二つ目としては、3歳未満児と3歳以上児の保育所保育料の金額差が中所得者の所得階層で大きくなっており、他の階層に比べて相対的に高く設定されていることです。3歳未満児の保育需要が増えていく中で、保護者の負担感が増す要因になっているものと考えられます。

これら2点については、国の応能負担の原則からも、低～中所得者の保育料を引き下げ、高所得者の保育料を引き上げるとともに、3歳未満児と3歳以上児の保育料の金額差を近づけて、全体のバランスを整える必要があると考えます。

しかしながら、新制度の完成時期や最終形態が明らかにならない現時点では、将来にわたる本市の財政に与える影響も見通せないことなどから、抜本的な保育料の見直しに着手すべき段階にはないと判断し、これらに対する問題意識を持ちながらも、平成27年度における保育所等利用者負担（2号・3号認定）については、基本的には現行の保育料を据え置き、必要最小限の変更等にとどめることが適当であるとの結論に至りました。

幼稚園等利用者負担（1号認定）については、来年度からの新制度の本格施行に係わらず、現行の私学助成と幼稚園就園奨励費補助による施設運営形態を選択する施設が多く、新制度に移行して施設型給付費を受ける施設が少ないことから、当面は、それぞれの運営形態の幼稚園を利用する保護者間での公平性を保ち、国基準に合わせて、幼稚園就園奨励費補助金交付後の保護者の実負担額を新制度の利用者負担とすることが適当であるという結論となったものです。

一方、国をあげて少子化対策に取り組む中で、長野市としても何らかの対策が必要と考え、第3子以降の出産を後押しするための保育料の軽減策を新設することが適当と判断しました。今年度からこども未来部が新設され、子育て支援の充実に対する市民の期待も高まる中で、この施策が実現することを強く望んでいます。

なお、利用者負担を検討する中で、「認定こども園については、保護者の所得が同じであっても、預かり時間が短い1号認定こども（幼稚園機能利用）の方が、2号認定こども（3歳以上の保育所機能利用）より利用者負担が高くなってしまうケースがある」、「認定こども園の1号認定こどもと2号認定こどもの比率や施設の規模によって、現行の私学助成よりも施設の運営に対する公費が減ってしまう園が一部にあり、認定こども園を返上せざるを得ないとの動きがある」といった意見が出されました。

こうした問題は、主に国の制度設計に由来するもので、国でも改善に努めているところですが、新制度の実施主体である市においては、国の動向を的確に把握するとともに、本市のすべての保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の質の維持と改善に向けて、今後、適切に対応するよう要望いたします。

また、「利用者負担の設定や各種基準条例の制定など、制度の議論が中心で、当事者である本市の子どもの最善の利益をどのように実現していくのかといった議論が十分さなれていない」との意見も出されました。新制度への円滑な移行のためには、やむを得ないことではありますが、国が新制度の完成を目指す平成29年度頃を目途に、子育て・子育の視点から「長野らしさ」を反映した利用者負担の抜本的見直しをしていただくよう併せて要望いたします。

最後に、市の担当部局では、大変厳しいスケジュールの中で、日々新制度移行に当たっての準備事務に追われていることと察しますが、新制度への円滑な移行とともに、市民ニーズを的確に把握し、本市においてより良い子ども・子育て環境を整備していただくことを祈念し、答申といたします。

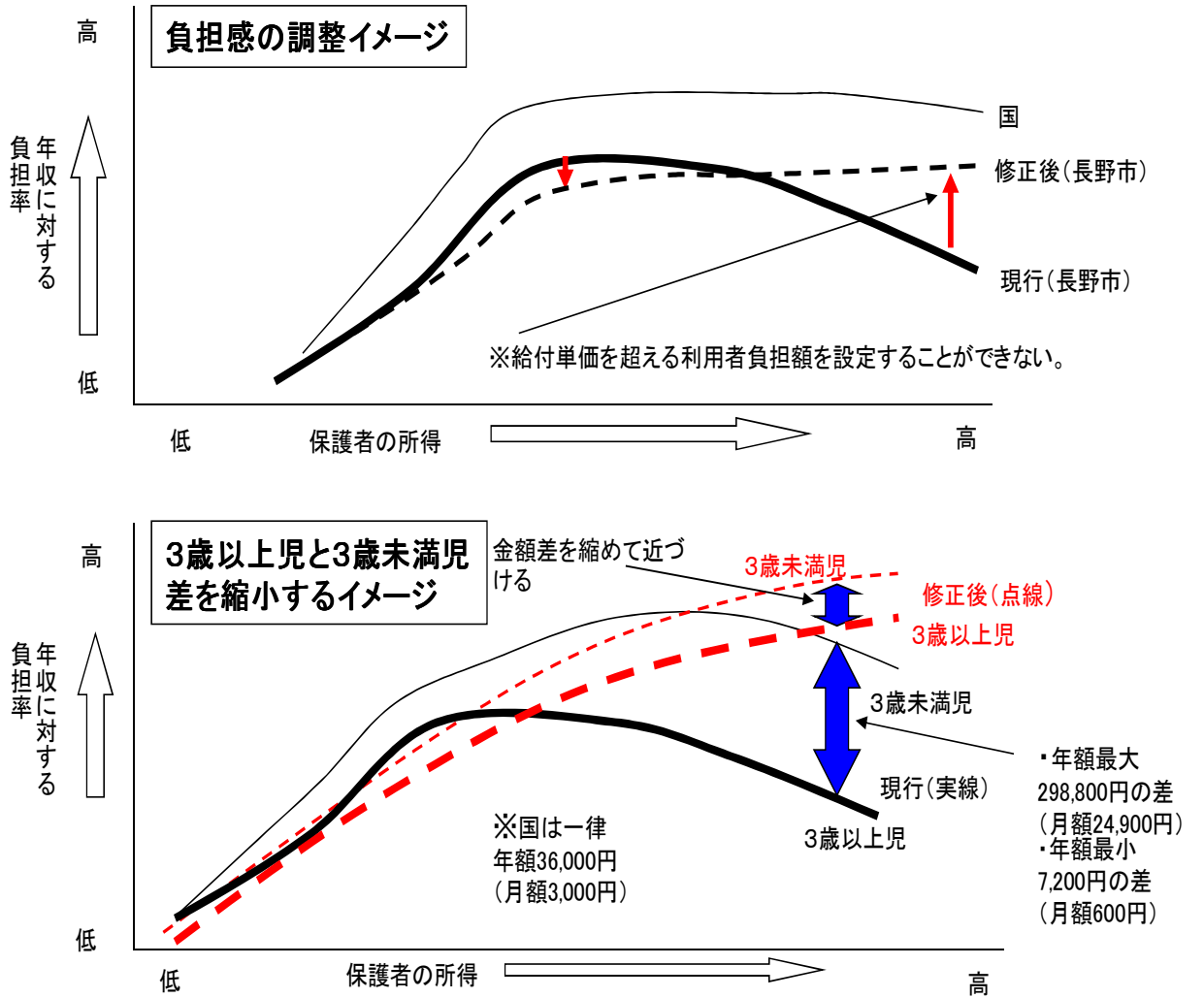
●参考資料

(参考1)

長野市の保育所保育料の改定等経緯

年度	措置	内 容	階層数	
			国	市
昭和50年4月1日		保育料及び使用料の適正化を図ることを目的に、長野市保育所徴収金等審議会を設置		
平成9年度	改定	・国の改定措置に準じて、改定率△1.15%～18.3%の範囲で改定		
平成10年度	原則据え置き	・20階層を15階層に変更 ・階層区分の変更に際し、階層間の開差及び激変緩和を配慮	7	15
平成11年度	原則据え置き	・同一世帯から3人以上保育所に入所している場合、3人目以降の保育料を無料とし、全階層に適用	7	15
平成12年度	据え置き		7	15
平成13年度	改定	・D6階層の3歳未満児を保育料を引き下げ 44,500円 → 44,000円	7	15
平成14年度	据え置き		7	15
平成15年度	据え置き		7	15
平成16年度	改定	・階層間格差の均衡を図るため、D4階層の3歳未満児の保育料 30,500円 → 31,500円へ引き上げ、 D5階層の3歳未満児の保育料 41,500円 → 40,500円へ引き下げ	7	15
平成17年度	据え置き		7	15
平成18年度	据え置き		7	15
平成19年度	原則据え置き	・同一世帯から保育所の他に、幼稚園及び認定こども園を利用している兄弟も算定対象人数に含めて、2人目以降における保育料を軽減措置	7	15
平成20年度	原則据え置き	・定率減税廃止に伴う所得税の増加による保育所保育料負担の増加を抑制すること、及び国から地方への税源移譲に伴い所得税が減額となることによる保育所保育料の減収を抑制、並びにD1階層からD10階層の税額区分の変更	7	15
平成21年度	据え置き		7	15
平成22年度	原則据え置き	・高所得者層に1階層追加し、D11階層とする	8	16
平成23年度	据え置き		8	16
平成24年度	原則据え置き	・所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして、税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とする	8	16
平成25年度	据え置き		8	16
平成26年度	原則据え置き	・復興特別所得税は保育料に影響しないものとする	8	16

(参考2)



長野市社会福祉審議会委員名簿

市議会議員 4人
 学識経験者 8人
 社会福祉関係者 12人
 計 24人

【任期 平成26年4月1日～平成29年3月31日】

選出区分	委員氏名	団体名等	所属専門分科会	備考
市議会議員	小林 秀子	長野市議会議員	障害者福祉	
	佐藤久美子	長野市議会 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	高野 正晴	長野市議会 議長	地域福祉・民生委員審査	
	松田 光平	長野市議会議員	児童福祉	
学識経験者	太田 志郎	七二会地区住民自治協議会 (健康・福祉部会部会長)	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	
	小林 敏枝	清泉女学院短期大学 教授	障害者福祉	
	清水 健	更級医師会	障害者福祉	
	塚田 和子	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉・民生委員審査	
	築山 秀夫	長野県短期大学 准教授	地域福祉	
	寺沢 宏次	信州大学 教授	老人福祉	
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長	地域福祉・民生委員審査	
	内山 二郎	長野市ボランティアセンター 運営委員会 委員長	地域福祉	
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	小林 康夫	長野市幼稚園連盟 会長	児童福祉	
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	芝波田利直	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉・民生委員審査	
	増山 幸一	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉・民生委員審査	
	塚田なおみ	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉・民生委員審査	
	南澤 厚子	長野市放課後子どもプラン館長・ 施設長会 会長	児童福祉	
	中島 謙二	長野県高齢者福祉協会 役員	地域福祉	
	柳原 静子	長野市民生児童委員協議会 高齢者福祉部会 副部会長	老人福祉	

〈平成 26 年度 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿〉

区 分		氏 名	役 職 名
議員	(平成 26 年 9 月 29 日まで) (平成 26 年 9 月 30 日から)	松 田 光 平 寺 沢 さ ゆ り	市議会議員
学識経験者		金 山 美 和 子	長野県短期大学講師
		清 水 豊 喜	長野市校長会 副会長(長野市小学校校長会会長)
	会長	塚 田 和 子	教育委員
	副会長	水 口 崇	信州大学助教
社会福祉関係者	団体の代表者	小 林 康 夫	長野市幼稚園連盟会長
		玉 川 吉 彦	長野市民生児童委員協議会 児童・母子(父子)部会長
		峰 川 暁 見	長野市私立保育協会会長
		南 澤 厚 子	長野市児童館館長・施設長会会長
		和 田 勇 造	(財)長野県児童福祉施設連盟役員
	保護者	赤 沢 仁 美	公立保育園園長会保護者
		小 林 綾	長野市幼稚園連盟保護者
		小 山 玲 子	長野市私立保育協会保護者
	公募		柄 澤 礼 子
		小 林 美 智 子	
		野 村 健 一 郎	

※区分別順不同、敬称略

長野市社会福祉審議会における審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成26年5月29日	(1) 正副委員長の選出 (2) 諮問事項 (3) 専門分科会委員等の指名 (4) 報告事項
第2回	平成26年9月30日	(1) 専門分科会長報告 (2) 専門分科会委員等の指名

長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成26年5月29日	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について (4) 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について (5) その他
第2回	平成26年7月15日	(1) (仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画の施策について (2) 子ども・子育て支援新制度に係る設備、運営等に関する基準について (3) 保育の必要性の認定に係る事由について (4) 新制度における利用者負担(保育料)の設定について (5) その他
第3回	平成26年8月8日	(1) (仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画について (2) 新制度における利用者負担(保育料)の設定について (3) 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について(中間答申素案) (4) その他
第4回	平成26年9月25日	(1) (仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画について (2) 市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について (3) 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について(中間答申素案) (4) その他
第5回	平成27年1月22日	(1) (仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画について (2) 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について (3) その他

ながのご縁を  信都・長野市